

佐賀県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十一月十二日から平成二十二年十二月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字飯田字江福搦甲四五〇番一地从先から 藤津郡太良町大字伊福字箱崎甲三四八三番一地从先まで	平成二二・一一・二二